

## 別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中には排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、当該排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるだけ均等になるよう、各回の排出開始地点は当該排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

### (1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表 3.1 に示す。

表 3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕 様	使用台数
浚渫	グラブ浚渫船 (水深が深い場合)	バケット容量 5m <sup>3</sup>	1
	バックホウ浚渫船 (水深が浅い場合)	バケット容量 1m <sup>3</sup>	1
運搬	土運船	最大積載容量 650m <sup>3</sup> 積	1
排出	ガット船	最大積載容量 3,000m <sup>3</sup> 積 (グラブ容量 3m <sup>3</sup> ) 最大積載容量 1,000m <sup>3</sup> 積 (グラブ容量 3m <sup>3</sup> ) ※グラブによる排出	1

(注) 使用台数は、1 回の排出に使用する台数を示す。

### (2) 排出手順

- ①グラブ浚渫船もしくはバックホウ浚渫船(図 3.1 参照)により、宇治山田港の浚渫区域(別紙-1 の図 1.2 参照)の海底を掘削し、浚渫土砂を横付けした土運船に積み込む。浚渫する位置は、GPS を用いて浚渫区域内であることを確認・記録する。
- ②土運船に浚渫土砂を規定量積み込んだ後、ガット船への積み替え場所(港外)に海上運搬する。その後、ガット船のグラブにより土運船からガット船に浚渫土砂を積み替え大王崎の南東の排出海域に向け、海上運搬する。当該排出海域までの所要時間は、5 時間程度である。
- ③排出位置を GPS 測位機により確認しながら、排出海域の海上に停船する。排出は、ガット船に備え付けのグラブにより排出(図 3.1 参照)するが、航行中の排出は行わない。1 回 1 隻当たりの排出に要する時間は 2~3 時間である。排出開始時及び終了時に GPS により座標値を読み取り、排出開始・終了位置を排出船に備え付けの廃棄物処理記録簿(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」第 12 条の 14 に準拠)に記録する。  
また、GPS には、予め排出海域の中心の緯度・経度を入力し当該範囲を計器上で目視確認できるようにしておく。
- ④排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。
- ⑤宇治山田港に帰港する。

なお、海洋投入の実施に際しては、以下に示す濁りの発生を抑えるための措置を講じるとともに、排出状況を監視する。

- ・ 空中から土砂の投入を行わず、土砂の投入時は、グラブを水中で開放する。
- ・ 投入完了の都度、船倉の洗浄はしない。
- ・ 投入作業中も作業船の位置を常に監視し、海流、風等により作業船が移動して投入海域から外れる可能性があるときは、投入作業を中断し、改めて投入海域内に移動する。
- ・ 海域への排出状況について排出時に写真撮影し、監視報告書に添付する。



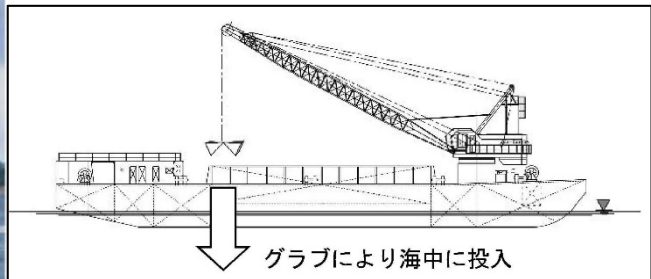
(バックホウ浚渫：水深が浅い場合)



(グラブ浚渫：水深が深い場合)



(ガット船)



(浚渫土砂の排出)

図 3.1 浚渫及び排出イメージ

### (3) 排出回数 (頻度)

当該排出海域への 1 回あたりの排出量は、3,000m<sup>3</sup>である。ただし、3,000m<sup>3</sup>積ガット船が手配できなかった場合、小さいガット船 (1,000m<sup>3</sup>積) を使用する。

排出頻度は、日 1 回の排出 (上記どちらのガット船を使用しても) を予定している。

排出の回数は、必要浚渫量(333,000m<sup>3</sup>)及び 1 回あたりの排出量(3,000m<sup>3</sup>または 1,000m<sup>3</sup>)から、以下の回数を計画している

- ・ 3,000m<sup>3</sup> のガット船の場合：40,000/3,000+(73,250/3,000)×4≒114 回
- ・ 1,000m<sup>3</sup> のガット船の場合：40,000/1,000+(73,250/1,000)×4≒336 回